

50代～80代の ライフプランニング

ファイナンシャルプランニング_27
ー相続の準備_①ー

2024.12.19

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

50代－80代~で特に重要ないくつかのことって何だろう？

- 1 今までのキャリアの棚卸をしていつまで就労するか考えていますか？
- 2 公的年金の受給方法と社会保険の壁を知っていますか？
- 3 今、入っている生命保険や医療保険を知っていますか？
- 4 住宅の購入、買い替えを検討していますか？
- 5 自分の資産運用について考えて実行していますか？
- 6 将来、できるだけ介護のお世話にならないように気を付けていますか？
- 7 相続の準備や遺言書は書いていますか？
- 8 さあ、家計や人生の棚卸をして人生100年時代を楽しく準備しましょう。

リタイアメント
ライフプランニング
(※)

※50代でリタイアメントするという意味ではなく、役職定年、定年、第二定年と就労関係のイベントがきますので、早めに意識、準備していく必要があるということです。

相続の準備

先生、相続について以前、資料をアップしていただいていたので結構、勉強させていただきましたが難しいですね。これからの連載は何を教えてくれるのですか。



詳しくは相続準備編と相続発生後編で20件のお話しを見てほしいのですが、今回はファイナンシャルプランニングの一貫として、もう少しかみ砕いて相続の準備に焦点をあてようと思います。



相続準備編と相続発生後編は手続や書類のお話しが中心で、どちらかと言えば行政書士の相続業務についての内容だったんですね。



はい、そういうことになります。相続は親と子の考えがそれぞれあるので、親の立場と子の立場に分けて考えてみたいと思います。でも、きちりと分けれるわけでもありません。



相続って誰でも一生に何回もないので敷居が高い気がします。是非、生活者の目線で教えてほしいです。



わかりました。できるだけわかりやすくお話ししていこうかと思います。今日はスケジュールと財産の棚卸についてです。



相続の準備

スケジュールは相続発生後3月、4月、10月が大事なんですよ。3月が相続放棄、4月が所得税の準確定申告、10月が相続税の申告期限ですね。



はい、その通りです。よく覚えていましたね。特に親に借金があれば相続放棄の検討をした方がよいでしょう。最も、親の借金放棄は債権者に迷惑になるのであえて子が返済するという考えもあります。



金額次第ですね、きっと。大金だったら子が破産してしまいます。財産の棚卸はどういうことですか。



親が今まで築いてきた財産がどこに何があるかきちんと書き出して子にあらかじめ知らせておくことです。これがないと、財産や借金の有無もわからず、特定するのに時間がかかります。



うっかり、借金を見過ごしていた何てことになれば大変ですね。



その通りです。もう一つは相続に関するトラブルを次回、紹介していきます。



本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 相続の準備は親と子が共同して行うことが必要です。特に子世代が困らないように親の財産の棚卸してその在り処を知らせておきましょう。
- ✓ 一旦、相続が開始されると法定の手続と家族の葬儀等のスケジュールが同時に進行します。あわてないように事前にスケジュールは確認しておきましょう。
- ✓ 相続に関係するトラブルは増加しています。典型的な事例3件について紹介しますので事前に心構えを持っておきましょう。

それぞれの立場を理解して、正しく備えましょう。

親の立場から

1. まずは、ご自分の資産（借金含め）を一覧表にしてご家族が困らないように準備しましょう。
2. 遺言書でご自分の想いをお伝えしてください。財産の分け方にお考えがあれば、エンディングノートなどで記しておきましょう。
3. きちんと準備をして、すっきりして普段の生活を楽しみましょう。

子の立場から

1. お父さまが遺言を残されている場合は、それを最大限尊重してあげましょう。
2. 分け方に賛成できない場合は、ご家族内で話し合って全員が合意すれば、別途、遺産分割協議ができます。
3. お父さんが残されていく財産を感謝の念で相続しましょう。

双方の立場から

1. できれば、あらかじめ、親の考え、子の考えをお互い聞いておきましょう。
2. そうすれば、きっと上手くいくと思います。
3. ちょっと難しいことは専門家と一緒に検討すればよいと思います。

いつまでに何をやるのですか？

子の立場から

3か月目が最も重要です。マイナスの財産（借金）が多ければ相続放棄を検討します。

期限	区分	役所や税務署、保険組合への手続	相続人が行う相続に必要な準備作業
7日以内	必須	「死亡診断書」の取得（医師）	遺言書の確認、検認 遺言書の法務局保管制度（2020.7~）
	必須	「死体埋葬火葬許可証」の取得（市役所）	
	必須	「死亡届」の提出（市役所）	
10日以内	必須	「年金受給権者死亡届」の提出	相続人の確定
14日以内	必須	「国民健康保険証」の返却（市役所）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 相続財産の洗い出しと財産目録の作成 </div> 年金請求書を年金事務所または年金相談センターに提出（早く提出すると早く受給できる）
	必須	「介護保険証」の返却（市役所）	
	必須	「世帯主の変更届」の提出（市役所）	
	該当者	「雇用保険受給資格者証」の返還（ハローワーク）	
(期限なし、早めに申請をする)	必須	国民年金の死亡一時金（2年以内） 遺族基礎年金、遺族厚生年金の受給手続（5年以内） (市役所等)	
3か月以内	任意	相続放棄の手続（相続人毎） 限定承認の手続（相続人全員）	
	任意	相続の承認、または放棄の期間の伸長	

マイナス財産が多い

財産が把握できない

いつまでに何をするのですか？

子の立場から

遺産分割協議未了だと、「配偶者の税額軽減」「小規模宅地の評価減」が適用されないため納税資金が多く必要になります。その場合でも「申告期限後3年以内の分割見込書」を提出が必要です。

期限	区分	役所や税務署、保険組合への手続	相続人が行う相続に必要な準備作業
4か月以内	必須	準確定申告	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 相続財産の確定 遺産分割協議と協議書の作成 </div>
10か月以内	必須	相続税の申告	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 相続登記（2024.4.1から義務化） 各種名義変更手続 </div>
	任意	未分割申告	
	任意	相続税延納申請	
	任意	相続税物納申請	
1年以内	任意	遺留分の侵害額請求（知った時から）	
2年以内	任意	国民健康保険の「葬祭費」請求	
	任意	健康保険組合の「埋葬料」請求	
5年以内		税務調査	

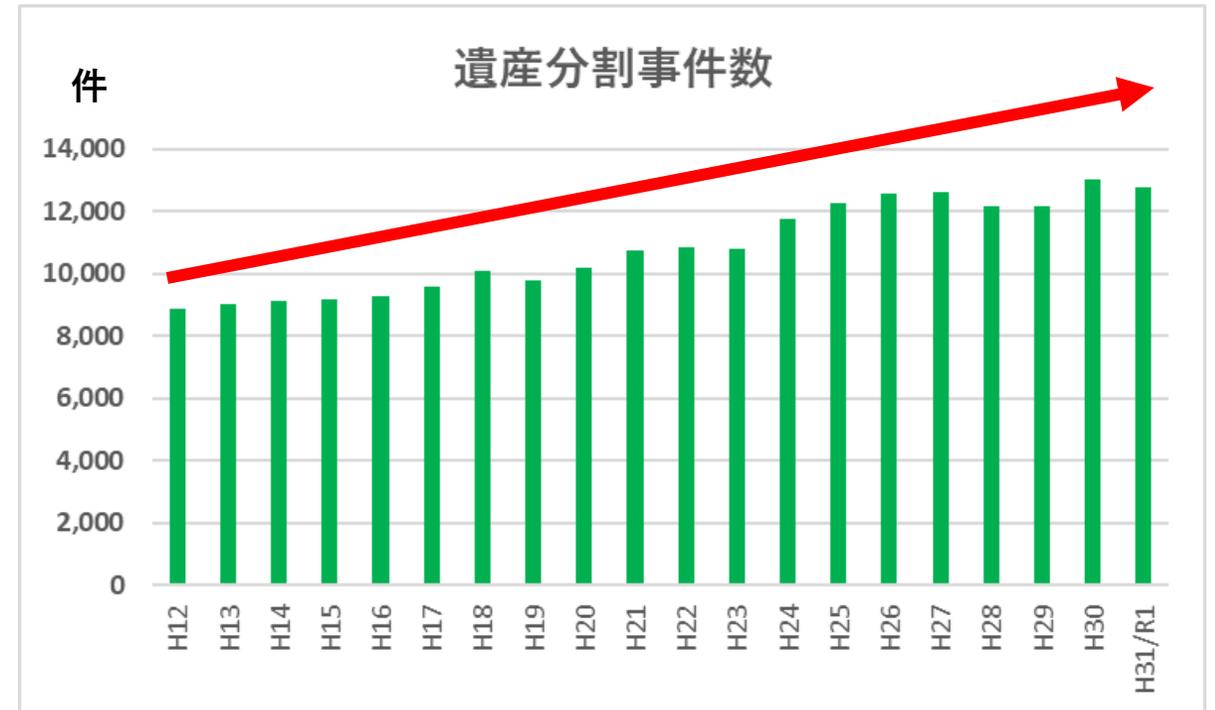


申告期限後3年以内の分割見込書が必要

- ・「配偶者の税額軽減」
- ・「小規模宅地の評価減」

トラブルは5000万円以下の場合が75%、件数は毎年増加傾向です。
トラブルにならない事前の対策が重要です。

	遺産総額	件数	割合
1位	5,000万円以下	3,097	42.87%
2位	1,000万円以下	2,448	33.88%
3位	1億円以下	780	10.80%
4位	5億円以下	490	6.78%
5位	5億円超	42	0.58%
	算定不能・不詳	367	5.08%
	総数	7,224	



出所：裁判所ウェブサイトから筆者作成

トラブルを避ける上でのキーワード

親と子の立場から

トラブルは人の欲、感情と相続ルールを知らないことに起因していることが多いと言えます。トラブルを避けるには相続のルールを理解した上で、生前の準備が大切で相続人間の理解や時にはお互いの譲歩が必要と感じます。

人に関するトラブル

法定相続人と
代襲相続

離婚、内縁関
係と子、養子

放棄、欠格
廃除

相続財産の
使い込み

寄与分と
特別受益

生前贈与

相続財産の分割 に関するトラブル

相続財産の
存在、評価額

実家の不動産
賃貸不動産

借入金

遺留分侵害

事業承継
(個人、法人)

非上場会社
株式

会社の土地
建物

民法の遺留分
除外

相続の偏在

手続に関するトラブル

遺言書と遺産
分割協議書

申告期限

Thinking time !

相続の準備について親と子で話し合う機会を作りましょう。

相続の準備

- ・ 親と子で相続のことに話したことがありますか。
- ・ 話したことがない場合、どうしてでしょうか。



スケジュールと棚卸

- ・ 相続になった場合のスケジュールを理解していますか。
- ・ 子は親の財産が何がどこにあるか聞いていますか。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

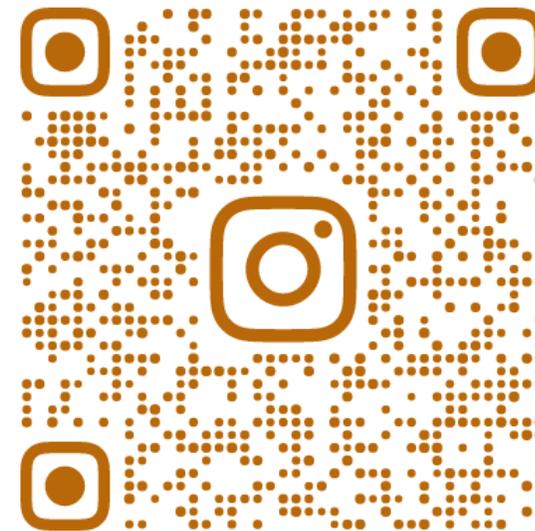
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN